

目的外利用と外部提供の状況

個人情報収集した際の目的以外の目的で、その個人情報を市の内部で利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは禁止されています。

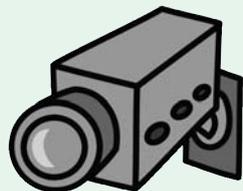
しかし、例外として本人の同意を得たもの、法令に基づくもの、人の生命や財産などを守るために緊急かつやむを得ないもの、個人情報保護審議会に付議し、承認されたものなどについては、目的外利用および外部提供が認められています。

■ 目的外利用・外部提供の届出状況 (単位：件)

実施機関	目的外	外部提供
市長	5	7
水道事業管理者	0	0
教育委員会	0	0
選挙管理委員会	0	0
農業委員会	0	0
監査委員	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
議会	0	0

平成22年度 防犯カメラの設置運用状況

市では、犯罪の予防などのために次の公共施設に防犯カメラを設置し、運用しています。



設置施設

市役所、図書館、スポーツセンター、スイミングセンター、ゆとりぎ、郷土博物館、東児童館、西児童館、水上公園、動物公園、羽村駅西口連絡所、市内小・中学校、コミュニティセンター、福祉センター、いこいの里

問合せ 庶務課法制係

自己情報の開示請求・訂正請求、利用の中止請求に対する処理の状況

平成22年度は、自己情報の訂正請求はありませんでしたが、利用の中止請求が1件ありました。

不服申立ての件数と処理の状況

情報公開制度と同様に、個人情報保護制度でも、自己情報の開示請求・訂正請求・利用の中止請求に対する決定に不服がある方は、不服申立てをすることが出来ます。

平成22年度は、自己情報の開示請求に対する申立てが1件、自己情報利用の中止請求に対する申立てが1件ありました。

■ 自己情報の開示請求件数と処理の状況 (単位：件)

実施機関	請求	決定内容				取下げ	却下	不服申立て
		開示	一部開示	不開示	不存在			
市長	19	10	0	2	8	0	0	1
合計	19	10	0	2	8	0	0	1

※1件の請求に対し、対象となる自己情報が複数となる場合があるため、請求件数と決定内容の件数の合計は異なります。

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。すべての人の人権が尊重されなければなりません。

市では、法務大臣から委嘱を受けた3人の人権擁護委員が、人権に関する相談を受け付けています。

人権・身の上相談(無料)

不当な迫害・いじめ・名誉毀損・

差別など人権に関することで困っていることなど、気軽に相談してください。秘密は厳守します。

相談日時 毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分

6月の相談日 6月16日(木)

会場 市役所1階市民相談室

※直接会場へお越しください。

問合せ 広報広聴課市民相談係

